

令和6年 死亡災害発生状況（確 定）

秋田労働局

No	署別	発生月	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	能代	1月	その他の建築工事業 (3-2-9)	60歳代 (1年未満)	激突され	掘削用機械	ボイラー解体工事現場で、ドラグ・ショベルを使用して地下室の瓦礫の撤去作業を行っていたところ、ダンプトラック運転手である被災者がドラグ・ショベルの作業半径内に立ち入り、バケットが激突して被災したものの。
2	秋田	3月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 (3-2-1)	60歳代 (30～40年)	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	社屋建設工事現場で、被災者は鉄骨の梁上（梁の幅 35cm、高さ約 7.4m）でボルトの増し締め作業を行おうとしたところ、地面に墜落したものの。梁上には親綱が設けられており、被災者は胴ベルト型の墜落制止用器具を着用していたが、使用していなかった。
3	秋田	5月	その他の建築工事業 (3-2-9)	60歳代 (20～30年)	激突され	掘削用機械	事業主が所有する田んぼの日当たりを良くするため、被災者と事業主の2名で木の伐木作業を行っていた。事業主がドラグ・ショベルを運転して伐倒木を搬出しようとしたところ、ドラグ・ショベルが横転し、近くにいた被災者がドラグ・ショベルの下敷きになった。
4	大館	6月	木造家屋建築工事業 (3-2-2)	70歳代 (50～60年)	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	建て方作業において、被災者は梁上に仮置きされた母屋材を運ぶため、母屋材に向かって梁上を移動していたところ、バランスを崩して約 3.4m 下の土間コンクリートに墜落した。被災者はヘルメットを着用していたが、墜落防止措置は講じていなかった。
5	秋田	7月	河川土木工事業 (3-1-7)	70歳代 (20～30年)	激突され	掘削用機械	河川工事現場で被災者と数名の作業員はトラック荷台に積まれた鋼矢板を移動式クレーン仕様のドラグ・ショベルのフックにワイヤロープで玉掛けして地面に降ろす作業を行っていた。水平に吊り上げた鋼矢板の振れ止めのため、被災者が鋼矢板の先端を押さえた状態でドラグ・ショベルを旋回させたところ、ワイヤロープがずれて鋼矢板が斜めになり、被災者の頭部に激突した。
6	大曲	7月	その他の事業 (17-2-9)	40歳代 (1年未満)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、バイク	被災者は用水路の巡回のため軽トラックで市道を走行して交差点に差し掛かったところ、東側から西側に走行していた被災者の軽トラックと南側から北側に走行してきたワゴン車が衝突した。災害発生場所の交差点には信号がなく、ワゴン車が走行していた道路が優先道路であった。
7	大曲	7月	合板製造業 (1-4-2)	70歳代 (1～5年)	激突され	丸のこ盤	被災者は木材加工用の丸のこ盤を使用して外壁下地材を縦にカットする作業を行っていたが、カットしていた木材が反発して被災者に激突した。なお、丸のこ盤には反ばつ予防装置が設けられていなかった。
8	横手	7月	道路建設工事業 (3-1-6)	60歳代 (5～10年)	崩壊、倒壊	地山、岩石	道路改良工事現場において、前日からの大雨により当日の作業が中止となったため、被災者は法尻の擁壁上で前日に使用した機材の片付け作業を行っていたところ、法面から土砂が崩壊し、それに巻き込まれた。
9	大曲	12月	その他の金属製品製造業 (1-12-9)	60歳代 (20～30年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、バイク	被災者は車（社有車）に積んだ製品を取引先の業者に納めるため、車で片側1車線の国道を走行していたところ、被災者が運転した車が対向車線に進入し、対向してきた大型トラックと正面衝突した。